

## 継続

原議保存期間	5年(令和8年3月31日まで)
有効期間	一種(令和8年3月31日まで)

警視庁交通部長  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
警察大学校交通教養部長  
各管区警察局広域調整担当部長

殿

警察庁丁規発第51号  
令和3年3月31日  
警察庁交通局交通規制課長

地域活性化等に資する道路利活用における適切な交通管理について(通達)  
地域活性化等に資するという社会的な意義があり、地域住民、道路利用者等の合意に基づいて行われるイベント等については、「イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて」(平成16年3月18日付け警察庁丁規発第19号)、「民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可の取扱いについて」(平成17年3月17日付け警察庁丁規発第23号)、「イベント等に伴う道路使用許可に係る申請手続の簡素化及び一層の弾力化について」(平成23年7月4日付け警察庁丁規発第102号)等に基づき、道路使用許可手続が円滑に行われるよう配意した運用を行うとともに、事前相談からイベント等の当日まで、広域的・多角的な観点から、交通の妨害の程度を低減させつつ、安全・円滑にイベント等を実施する方法を検討し、多種多様な交通管理手法を駆使することによって、個別の交通実態等に応じたきめ細かな対策を有機的・総合的に推進しているところであるが(別添1参照)、この度、「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定。別添2参照)において、道路使用許可制度が弾力的に運用されていること等を広く周知するとともに、地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための措置を講ずることとされた。同計画を踏まえ、下記のとおり、改めて、道路使用許可の基本的考え方について第一線の職員に至るまで十分に理解を浸透させるとともに、適切な措置を講ずることによって国民の理解の確保に努めつつ、引き続き、前記通達等に基づき、道路使用許可を含めた交通管理を適切に行って、地域活性化等に資する道路利活用が安全・円滑に行われるよう配意されたい。

### 記

#### 1 道路使用許可の基本的考え方

##### (1) 道路使用許可制度について

道路使用許可は、道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものに関して、道路交通の安全・円滑の確保との調整を図るための制度である。

当該行為に係る場所を管轄する警察署長(以下「所轄警察署長」という。)は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第2項の規定に基づき、当該行為が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき、当該行為が許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき又は当該行為が現に交通の妨害となるおそれがあるが公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないものであると認められるときは、許可をしなければならないこととされている。

(2) 道路使用許可制度の弾力的な運用について

道路においてイベント等を実施する場合、現に交通の妨害となるおそれがあることが多いことから、所轄警察署長は、交通の妨害の程度と公益性又は社会慣習上の必要性とを比較衡量して、道路使用許可の可否を判断することとなる。

その判断に当たっては、道路を場所的な移動を目的として使用するというその本来の用途に即して用いたい道路利用者のニーズがある上、特に、イベント等の中で、民間事業者等によって継続的かつ反復的に収益を伴う活動が行われる場合には様々な利害が対立することもあるため、イベント等の開催目的に加え、イベント等のために道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意形成の状況を踏まえ、当該イベント等が、交通の妨害の程度を上回る公益性を有することを確認する必要がある。

この点、かつて、交通量の増大に道路整備が追い付かず、交通渋滞が深刻な社会問題とされていた時代には、道路使用許可の可否を判断するに当たっての比較衡量において、交通の妨害の程度を厳格に解する運用が行われていたが、近年は、人口減少社会が到来し、交通量が減少した道路もある中、交通機能の確保を前提としつつ、地域の賑わい創出の観点から空間としての道路の活用も推進していくべきであるという指摘もあり、今後とも道路使用許可制度の弾力的な運用を図っていくことが求められている。

(3) 事前相談への適切な対応と合意形成の円滑化について

地域活性化等に資する空間としての道路利活用の具体的な内容は、地域の創意工夫によって多種多様なものが想定され、その実施場所、実施時間、実施形態等により、交通の妨害となる程度も千差万別である上、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況も一様ではなく、道路使用許可の可否の判断は、所轄警察署長が、当該行為の内容、交通実態等を踏まえ、個別具体的に行う必要があるため、イベント等の実施主体から十分な時間的余裕を持って事前相談がなされることが望ましい。

事前相談に対しては、円滑な手続で安全にイベント等が実施されるためにはどうしたらよいかという観点から、イベント等の実施主体と一緒に考えるという基本姿勢で臨み、適切な助言、情報提供等を行うことが重要である。

特に、交通の安全・円滑を確保するため、う回路の設定や交通総量の抑制を図る事前広報を始めとする交通管理上の諸対策を行う必要性、様々な利害関係を調整するため、地域住民、道路利用者等の合意形成を図る必要性等について、イベント等の実施主体が講ずべき措置として助言することとなるが、当該助言をもって、道路使用許可を受けることができないものと誤解され、これによりイベント等の実施が断念されるようなことがないよう、事前相談に対しては、相談者の立場に立った丁寧な対応を心掛ける必要がある。

また、そうした誤解を払拭し、イベント等の実施に向けた具体的な取組を促進する上で、地域住民、道路利用者等から構成される協議会等様々な関係者が参画する協議の場を設け、透明性を確保した上で多岐にわたる論点について協議することが極めて有用であり、合意形成の円滑化にも資するものと考えられる。その際、特に、合意形成の円滑化を図りつつ、地域活性化等に資する空間としての道路利活用に関する取組を促進する地方公共団体の役割を踏まえ、道路使用許可制度の運用に当たっても、地方公共団体と緊密な連携を図ることが重要である。

2 地域活性化等に資する道路利活用に向けて講ずべき措置

(1) 道路使用許可制度の弾力的な運用に係る周知

前記1の基本的考え方に基づき道路使用許可制度を弾力的に運用していること、道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意形成が上手くなされた事例、道路使用許可の申請における留意点や手続の流れ等について、各都道府県警察のウェブサイトへの資料の掲載、各警察署の窓口における資料の備付け等により、国民に広く周知するとともに、個別の道路使用許可に係る事前相談において、相談者に分かりやすく教示すること。

(2) 協議会の活用を含めた地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための措置

道路使用許可に係る事前相談において、協議会の活用等合意形成の方法について助言を行うとともに、合意形成の場にも積極的に参画して必要な情報提供を行うなど、地方公共団体と連携しつつ、地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための措置を講ずること。

なお、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局から各都道府県地方創生担当課、各都道府県市町村担当課に対して「道路の利活用促進に向けた都道府県警察との連携について」（平成28年3月31日付け事務連絡。別添3参照）が発出されているので、その趣旨も踏まえ、地方公共団体との連携に努めること。

(3) 道路空間の利活用に関する取組の促進

国土交通省から各地方整備局道路部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長、各都道府県担当部長、各指定市担当局長に対して「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン改訂版」について」（平成28年3月31日付け事務連絡。別添4参照）が発出されているので、道路空間の利活用に関する取組の促進に資するよう、前記(1)の周知と併せて、各都道府県警察のウェブサイトから各道路管理者のウェブサイトにリンクを結ぶなど、道路占用許可の申請における留意点や手続の流れ、道路占用許可基準の特例制度等に係る周知にも努めること。

【継続措置状況】

初回発出日：平成28年3月31日

(有効期間：令和3年3月31日)

※ 別添3、4省略

# 道路使用許可制度の概要

別添1

## 要許可行為

- ① 工事又は作業
- ② 工作物の設置
- ③ 露店、屋台店等の出店
- ④ 「一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態・方法により道路を使用する行為」

又は  
「道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為」  
で都道府県公安委員会が定めたもの

(道路交通法第77条第1項)

祭礼行事  
路上競技等

ロケーション  
宣伝行為等

## 許可基準

次のいずれかに該当するときは、所轄警察署長は許可をしなければならない。

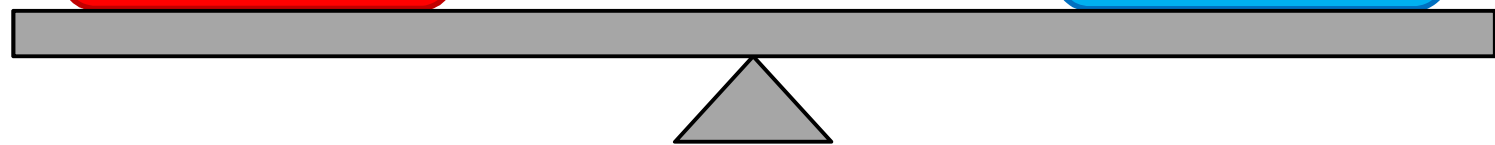
- ① 現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき
- ② 許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれなくなると認められるとき
- ③ 現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき

(道路交通法第77条第2項)

交通の妨害の  
程度

比較衡量

公益性又は  
社会慣習上の  
必要性



# 道路使用許可手続の簡素化・弾力化に向けた取組

地域活性化等に資するという社会的な意義があり、地域住民、道路利用者等の合意に基づいて行われるイベント等については、道路使用許可手続が円滑に行われるよう配意した運用を実施

## 事前相談への対応

事前相談が行われるよう周知するとともに、イベント等の実施主体に対し、交通への影響を少なくするための実施方法等について、助言・情報提供等を実施

## 合意形成の円滑化への協力

道路使用についての地域住民、道路利用者等の合意形成が円滑になされるよう必要な助言・情報提供等を行うとともに、地方公共団体と連携（協議会の活用）

## 許可の一括化

複数の道路使用が、一つの運営団体の管理・責任の下で一体として行われる場合には、申請者の要望に応じ、許可を一括化

## 道路占用許可との一括受付

道路使用許可と道路占用許可の双方が必要である場合には、両許可に係る申請を一括して受付

※ 上記内容については、警察庁から都道府県警察に対し、次の通達を発出

- イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて(平成16年3月18日)
- 民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可の取扱いについて(平成17年3月17日)
- イベント等に伴う道路使用許可に係る申請手続の簡素化及び一層の弾力化について(平成23年7月4日)

# イベント等の安全・円滑な実施に向けた警察の取組

事前相談からイベント等の当日まで、広域的・多角的な観点から、交通の妨害の程度を低減させつつ、安全・円滑にイベント等を実施する方法を検討し、多種多様な交通管理手法を駆使することによって、個別の交通実態等に応じたきめ細かな対策を有機的・総合的に推進

## 交通規制

車両の通行止め、う回路の設定、信号制御の調整等により、イベント等の安全性と会場及びその周辺の交通の安全・円滑を確保

## 交通情報提供

交通規制情報等の交通情報の提供により、地域住民、道路利用者等の混乱を防止するとともに、交通総量を抑制

## 交通整理・誘導

会場及びその周辺に配置した警察官の交通整理・誘導により、イベント等の実施主体の自主警備と連携して事故等を防止

## 交通指導取締り

交通違反に対する警察官の交通指導取締りにより、交通規制の実効性を担保

## 規制改革実施計画（抄）

〔平成27年6月30日〕  
閣議決定

## 5 地域活性化分野

## (1) 規制改革の観点と重点事項

内閣の重要施策である地方創生に資するため、地域活性化分野における規制改革事項として、①空きキャパシティの再生・利用、②地域における道路の多面的機能の発揮、③主に自治体が所管する規制の改革、④その他地域活性化に資する規制改革、という4つの視点における以下の規制改革事項に重点的に取り組む。

また、規制改革は地道で継続を必要とする取組であるため、地域の実情をよく知る地域において、課題を発掘し、継続して取り組む体制を整えることが不可欠である。地域のニーズに即応した規制改革を進めるため、地方自治体に、地方版規制改革会議を設置することを提案する。地方版規制改革会議が設置された場合、規制改革会議においては、これまで培ってきた知見を活用できるよう、継続的に必要な支援を行っていくこととする。

②地域における道路の多面的機能の発揮				
No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
10	道路の利活用促進① (道路空間の利活用に関する取組の促進)	街中の道路については、自動車を中心とした交通目的としてだけでなく、地域の賑わいを創出する空間として積極的に利用し地域活性化を図るために、これまでに行われた道路空間の活用に関する有識者会議での議論の蓄積を踏まえて設けられた道路占用許可基準の特例制度等の活用が進むよう、制度の手の続の流れや地方公共団体における工夫を含めた活用例を広く周知する。	平成27年度措置	国土交通省 警察庁
11	道路の利活用促進② (道路使用・道路占用の許可制度の弾力的な運用に係る周知)	地域の賑わいを創出する目的で、地方公共団体が関与するような公共性の高いイベント等の実施について申請があった場合には、警察及び道路管理者は、その社会的な意義を踏まえ、道路の構造や交通への支障の程度を低減させつつ、安全かつ円滑にイベント等が開催できるよう検討することとしており、また、許可した場合には、イベント等の実施主体と連携して必要な対策を講ずることとしているという弾力的な運用がなされていることを広く周知する。その際、合意形成が上手くなされた事例について紹介しつつ、道路使用許可・道路占用許可の申請における留意点や手の続の流れを広く周知する。	平成27年度措置	警察庁 国土交通省
12	道路の利活用促進③ (協議会の活用を含めた地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための措置)	道路使用については、その行為を行う場所を管轄する警察署長が、個別具体の交通実態等に応じて、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を踏まえつつ許可を行うとともに、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することとなっているが、警察と地域のコミュニケーションを図るべきとの指摘を踏まえ、都道府県警察に対し、道路使用許可申請者に協議会の活用等合意形成の方法について助言を行うとともに、合意形成の場にも積極的に参画して必要な情報提供を行うなど、地方公共団体と連携しつつ、地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための措置を講ずるよう改めて周知する。 また、地域活性化に資する空間として道路の利活用を図ろうとする者に対し、交通の安全と円滑の確保にも留意しつつ、地域住民、道路利用者等の合意形成を図ることを周知する方法について、まち・ひと・しごと創生本部及び地方公共団体の役割も含めて検討を行い、結論を得る。結論を得次第、所要の措置を講じる。	平成27年度検討・結論・措置	警察庁 内閣官房